

第28回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 午前9時30分から午前10時まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第4委員会室

3. 出席委員(9名)

| | | |
|------|----|----|
| 会 長 | 古賀 | 正廣 |
| 2番委員 | 梅野 | 節子 |
| 3番委員 | 鳥越 | 孝広 |
| 4番委員 | 中島 | 照章 |
| 5番委員 | 石橋 | 祐一 |
| 6番委員 | 藤原 | 優子 |
| 7番委員 | 伊藤 | 照子 |
| 8番委員 | 池端 | 祥久 |
| 9番委員 | 内野 | 和幸 |

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 土山 | 浩文 |
| 次 長 | 野田 | 稔雄 |
| 職 員 | 塚本 | 雄二 |
| 職 員 | 堀江 | 陽子 |

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第28回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員、9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
では、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、1件の申請がっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 当案件は、転用許可が出され造成後、5年程保留状態となっておりますが、本年春に転用完了報告書の提出がございました。この度、操業する中で入口部分横の農地を取得し、従業員用駐車場利用を目的の農地法5条申請があったものです。なお、今回の申請地は、分筆のうえ南側の転用となっており、北側部分は農地として残るものでございます。

 申請地の農地区分は第3種農地で、周りは宅地に囲まれ取り残された農地となっている状況にあります。各要件も問題ない状況かと思われれます。それでは、許可相当か否か並びに付すべき意見があるか否かのご審議の程よろしくお願い致します。

議長 次に地区担当委員の5番委員の意見を伺いたしたいと思います。
5番委員をお願いします。

5番委員 はい。推進委員と現地確認をしましたが、回りは宅地に囲まれていて農地の広

がりはなく、転用は問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。

9 番委員 建物内でのキノコ栽培は農業となるのでしょうか。

事務局 はい。農業法人となります。

議長 他にございませんか。
 (発言者なし)

議長 無いようでございますので、採決に入ります。
第 1 号案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定し付すべき意見も無しとします。

議長 続いて

議案第 2 号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第 2 号については、2 件の申請がっております。
これは、5 番委員に関する案件ですので、5 番委員は退席をお願いします。
 - 5 番委員退室 -
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1 番 2 番共に、中間管理事業での売買案件でございます。
この度、福岡県農業振興推進機構から 5 番委員が 2 筆を購入され、ミカン栽培
を予定されているものでございます。
説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局説明が終わりました。
このことについて皆さんから何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入りたいと思います。
議案第 2 号は一括採決としたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そのようにさせていただきます。
議案第2号の1番、2番案件に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。
5番委員の入室をお願いします。
- 5番委員の入室 -
続いて、
では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、貸駐車場として利用としての届出でございますが、既に着手されておりましたので、始末書を提出頂いております。

2番は、数年前のアパート建設時の残りの農地で、自宅においてピアノ教室を開かれており、その生徒用駐輪場としての転用申請でございます。なお、当案件も着手済みでありましたので、始末書提出頂き他の農地で起こさぬよう注意を促したところでございます。以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

議長 無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、資材置場と駐車場利用をされるもので千平米を超えておりますが、建築物を建てないことから開発許可は不要とされている案件でございます。

2番、3番は同一譲受人によるもので、既存の宅地を含めた6区画の宅地分譲を予定されており、開発許可申請案件でもございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。
続きまして、

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
本件2筆は、譲受人であった〇〇さんがご高齢により耕作困難とのことから解約となったものです。なお、所有者の〇〇さんはご家族も含め農家ではないため、売却を考えているとの意向を伺っております。このため、売却での斡旋希望がございましたら担当委員で斡旋をお願いすることとなります。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第3号を終わります。
続きまして、

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番、2番、4番は、現在、釈迦堂地区で進められている基盤整備地域内の農地ですが、いずれも貸借が残っていたため整理のため提出されたものでございます。
3番は、1番案件と同じ所有者の〇〇さんが、別の市街化区域内の農地で貸借が残ったままであったことから、今回、整理のため提出されたものでございます。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告4号を終わります。
続きまして、

報告第5号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番から3番までいずれも市街化区域内のもので、登記地目整理のための目的でございます。

まず1番は、隣接地と一体所有でしたが、今回、一棟の建物を取り壊し分筆のうえ売却予定と聞いております。

2番は、住宅敷地の角に2坪分の地目整理でございます。

3番は、売却目処が立ったため申請されたものでございます。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので、報告5号を終わります。

議長 これをもちまして第28回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上